



定書適用国の軍隊その他これに類する組織の構成員である者に限る。)は、五年以下の拘禁刑に処する。

前二項の罪の未遂は、罰する。

4 3 第一項及び第二項の規定は、これらの規定の罪に当たる行為が国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律(平成十六年法律第二百五十五号)第三条の罪に触れるときは、適用しない。

第八条 武力紛争事態において、正当な理由がないのに、強化保護文化財又はその周囲を戦闘行為又は戦闘行為を支援するための活動の用に供し、もつて当該強化保護文化財について、当該武力紛争の相手方の戦闘行為による損壊の危険を生じさせた者(第二議定書の締約国又は第二議定書適用国の軍隊その他これに類する組織の構成員である者に限る。)は、三年以下の拘禁刑に処する。

第九条 第四条第四項の規定により公示された被占領地域流出文化財であつて本邦に輸入されたものを損壊し、又は廃棄した者は、五年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該被占領地域流出文化財の所有者であるときは、二十万円以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第十条 第四条第四項の規定により公示された被占領地域流出文化財であつて本邦に輸入されたものを譲り渡し、又は譲り受けた者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。ただし、同条第一項に規定する要請をした議定書の締約国又は当該締約国が指定する者に譲り渡すときは、この限りでない。

第十一條 第六条第一項の規定に違反して特殊標章を使用した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第十二条 第七条第一項から第三項まで及び第八条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の二の例に従う。

#### 附 則

- 1 (施行期日)  
この法律は、条約、議定書及び第二議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。(経過措置)
- 2 第十二条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

六号) 附則 (平成二十七年九月三〇日法律第七

第  
一条 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 (施行期日) 号) 抄 (令和四年六月一七日法律第六八号) 附 則

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日